

8. いじめ防止基本方針

長崎県立五島海陽高等学校

いじめ防止基本方針

生徒育成部

1 策定の根拠

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本基本的な方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

文部科学省「いじめ防止等のための基本方針」抜粋

2 基本方針

- ・ いじめは何があっても許されないという立場で、学校長を中心に職員全体で、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等に務める。
- ・ いじめが疑われる事案が生じた場合、すぐにいじめ対策委員会を立ち上げ、教職員が抱え込むことがないように組織として事案に対応する。
- ・ 被害生徒の保護が最優先されるが、同時に加害生徒の成長を支援できるような対応を行う。

3 具体的方策

- ・ 定期的にいじめ悩みアンケートや二者面談等を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・ 特別支援コーディネーターを中心に、生徒の相談体制を充実させる。
- ・ いじめ防止のための心の教育として、情報モラル教室や人権教育等を実施する。
- ・ 教科指導、学級活動、部活動、学校行事等の学校教育活動全般で、インクルーシブ教育の理念に基づいた教育を行う。
- ・ いじめの疑義が生じた場合、学校長がすぐにいじめ対策委員会を立ち上げる。その際、いじめかどうかの判断は、いじめ対策委員会で審議する。
- ・ いじめ対策委員会において校長が必要と認めた場合は、専門家（ＳＣ、ＳＳＷ等）や専門機関（警察署、市役所、児童相談所等）に協力を仰ぐ。
- ・ いじめ事案が生じた場合、被害者の安全確保を最優先に動く。また、加害者への対応については、聴取から事実確認、保護者への説明まで、個の教職員で対応することがないようにする。
- ・ 加害生徒の学校復帰のために、被害生徒との関係修復を行う。場合によっては、加害生徒にＳＣやＳＳＷと面談を行う。
- ・ 重大な事案については、本校の危機管理マニュアルにのっとり対応を行う。